平成31年第1回教育委員会臨時会議事録

平成31年1月9日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成31年1月9日(水)午後2時40分~午後2時50分

場 所教育委員会室

出席委員教 育長井出 隆安 委 員對馬 初音

委 員久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員折井 麻美子

出席説明員事務局次長田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士

学校整備中村一郎 生涯学習担当部長 鈴木 雄一 中央図書館長

庶務課長都筑 公嗣 学務課長髙山 靖

特別支援 可部 吉成 学校支援課長 高沢 正則

学校整備課長渡邊 秀則 学校整備 岡部 義雄

生 涯 学 習 本 橋 宏 己 済美教育センター 平 崎 一 美 推 進 課 長

済美教育センター 寺本 英雄 済美教育センター 古林 香苗 統括指導主事 古林 香苗

済美教育センター 就 学 前 教 育 東 ロ 孝 正 中央図書館次長 加 藤 貴 幸 担 当 課 長

副参事倉島恭一

事務局職員庶務係長佐藤 守 法規担当係長岩田 晃司

担 当 書 記小野 謙二

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

(報告事項)

(1)服務監察(事故監察)の結果の報告について

目次

共口	廾;	丰	T百
鞍		尹	坦

(1)服務監察(事故監察)の結果の報告について・・・・・・4

教育長 それでは、ただいまから平成31年第1回杉並区教育委員会臨時会 を開催いたします。

本臨時会について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員 とのご指名がございましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事日程についてでございますが、報告事項1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは議事に入りますが、本臨時会の案件につきましは、事故 監察に関する案件ですので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法 律」第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいと思いますが、 異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- **教育長** それでは異議がございませんので、会議を非公開といたします。 それでは、報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願い いたします。
- 庶務課長 報告事項第1番「服務監察(事故監察)結果の報告について」 ご説明をいたします。

本件は、昨年8月の第3回臨時会で経過報告をさせていただいておりますが、平成30年3月22日に、教育委員会事務局に対して告発があった、都費事務職員による不正行為について、杉並区教育委員会職員服務監察規程に基づき、服務監察の結果を報告させていただくものでございます。資料に沿ってご説明を申し上げます。

最初に、服務監察の結果についてですが、当事者は西田小学校に勤務する再任用5年目の都費事務職員でございます。監察対象期間は平成25年度から平成29年度までとなってございます。対象経費は学校運営費となります。

なお、給食費等の私費会計については、当事者が関与していないこと から、不正行為は行われていないということを確認してございます。

次に、不正行為の内容及び損害額ですが、1点目、物品の横領でございます。当事者は、平成25年度から29年度にかけて、学校で使用する書籍や日用品等の物品を購入する際、私的に使用するための物品を上乗せして契約し、私的に使用するため横領をしたというものでございます。

損害額は41万962円でございます。

2点目、財産の横領でございます。当事者は、平成25年度から28年度にかけて、事業者に現金を要求し受領。事業者には受け取った分に手間賃を上乗せした金額を、物品購入契約をする際に、契約金額に上乗せして請求させる方法により、区の財産を横領したものでございます。損害額は14万6,254円でございました。

3点目、その他の不正行為でございます。当事者は、学校請書の内容を事実と異なる内容に改ざんしたものです。これについては、特に損害額はございません。したがいまして、この1番、2番の損害を合計しまして55万7,216円というのが損害額の合計となってございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。この件につきましての教育委員 会の対応の経過でございます。

まず、警察への相談についてですが、昨年の8月24日から相談を開始 し、10月10日に杉並警察署から「事件化は困難」との回答があったこと から、刑事告訴については見送ることといたしました。

次に、2番目、損害に対する弁償ですが、当事者から全額弁償をする申し出が10月1日にございましたので、これをもって損害額55万7,216円に年5%の利息8万1,426円を加えた63万8,642円が、30年10月10日付で弁償されているところでございます。

3番目、東京都教育委員会への報告等でございますが、必要な調整等が整ったことから、当事者の任命権者である東京都教育委員会に対し平成30年10月24日付けで、文書にて服務事故報告を行ってございます。また、当事者の処分等については、今後、東京都教育委員会において決定するものと承知してございます。

次に、3番目、当該校の検証結果でございます。昨年の8月の教育委員会で経過報告をさせていただいたとおり、当該校において、なぜ再発防止の取組が十分になされていなかったのかについて検証をいたしました。

その1番目は、管理職の不正防止に対する危機意識の欠如でございます。平成26年度に東田中学校において同様の横領事件が発生し、再発防止のための取組の徹底が求められていたにもかかわらず、所属職員に対する十分な監督がなされないなど、管理職である校長及び副校長に不正行為の防止に対する危機意識が欠如していたということでございます。

第2に、校内事務処理体制の不徹底です。管理職の事務処理に対する 認識不足、知識不足などから、前回の横領事件の再発防止策として導入 した複数職員によるチェック機能を持った物品等請求書(校内用)の活 用の重要性が認識されず、校内での事務処理体制の徹底がなされなかっ たということでございます。

こういったことを踏まえて、4番目、再発防止の取組を今後行ってま いりたいと思います。

第1に、校長及び副校長に対する再発防止の取組でございます。校長及び副校長に対して、校長会や副校長会、管理職ヒアリングなどの機会を捉え、再発防止に向けた危機意識の向上を図り、教職員への会計事務の流れの周知徹底、事務職員の役割分担の明確化、適切なチェック体制の日常的な把握など、管理職としての責務を確実に果たすよう指導してまいりたいと思います。

第2に、校内事務処理体制の徹底でございます。都費事務職員及び区嘱託員などの複数職員によるチェック体制が、再発防止にもっとも効果的であることから、各学校に対する物品等請求書の使用状況の確認調査を通じて必要な指導を行うなど、校内事務処理体制の再度の徹底を図ってまいりたいと思います。

今回の事故を受け、事務処理手順の見直しにより再発防止をお約束したにもかかわらず、このような事態を招いたことを深く事務局として反省しております。意識改革とシステム、この2つの両輪の徹底を改めて図り、二度と繰り返さないように取り組んでまいります。本当に申し訳ございませんでした。

私からは以上でございます。

それでは、今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら お願い申し上げます。

折井委員 2回目ということで、本当に本当に残念に思っています。再発防止に向けて、実際にきちんとできているかというチェック体制をまた確認調査するということで、それはやはり必要なのではないかなと。チェック体制自体が最善のものなのかというところも含めて検討していただけるといいかなと思います。

そのあたりのことを私は全くわからないので、そんなに大変ではない のだけれども、ここでは怠ってしまったのか、それとも相当な負担がか かる形でどうにかほかの学校ではこなしながらやっているのか。テクノロジーだとか何かいろいろな助けを得ながらもう少し効率的な、どの学校でもできるチェック体制がつくれないのかですとか、いろいろな面から検討していただければいいかなと思います。

この間、発覚してから、前回のときもそうだったと思いますし、そのときにも私、同じことを申し上げたような気がするのですが、この1人の方の本当にひどい行為によって、担当の部署の方たちがどれだけの時間を使ったのかと思うと、本来であればもっと学校のためになること、子どもたちの役に立つこと、児童のためになることに使えた時間をこの処理のために使うことが本当にもったいないと思います。それも含めて、今後絶対に起こしてほしくない。学校現場の混乱もそうですし、事務局の本当に不要な時間のロスが二度とないように、是非、全面的にいろいるな角度から検討をしていただいて、再発防止に努めていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。ご指摘いただいたように、先ほど、もっとも効果的であると申し上げましたが、実際にこのように穴があいたというところは深く反省しております。

チェック体制、確認調査を通じて、再度そのあたりもしっかりと見直 していきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 ほかにはよろしいですか。

庶務課長 それでは、ないようでしたら報告事項につきましては以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わりたいと思います。

教育長 それでは、以上で本日の臨時会で予定されておりました日程は全 て終了いたしました。

教育委員会を閉会いたします。